

【裁定委員会】2026 年 9 月 9 日付け決定

1 懲罰対象者

静岡県協会所属高等学校バスケットボール部指導者（43 歳 男性）

※事案の内容に鑑み、所属と属性も公表する

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2026 年 9 月 9 日（懲罰決定の日）から 3 年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026 年 9 月 9 日（懲罰決定の日）から 3 年間停止する。

3 懲罰の起算日

2026 年 9 月 9 日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ・所属選手に対するハラスメント行為（指導者と選手という優位性を背景に、適正な指導を超えた過少な要求、個の侵害にあたる発言。）
- ・所属選手に対する暴言行為（選手の尊厳を著しく損なう発言。）
- ・所属選手に対する暴力行為（複数回にわたる不法な有形力の行使。）